

○経済産業省告示第二十七号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年二月二十六日から施行する。

平成二十八年二月十九日

経済産業大臣 林 幹雄

第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて、北朝鮮に住所若しくは居所を有する自然人若しくは主たる事務所を有する法人その他の団体（当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。）又はこれらのものにより実質的に支配されている法人その他の団体（本邦内に主たる事務所を有する法人その他の団体を除き、当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。）に対し行うもの。ただし、北朝鮮に住所又は居所を有する自然人に対する支払であつて、次に掲げるもの（十万円に相当する額以下のものに限る。）を除く。

イ 北朝鮮に住所又は居所を有する自然人が行う食糧、衣料、医薬品その他生活に不可欠な物資の購入に
充てられるもの

ロ イに掲げるもののほか、人道上の理由により特に必要と認められるもの